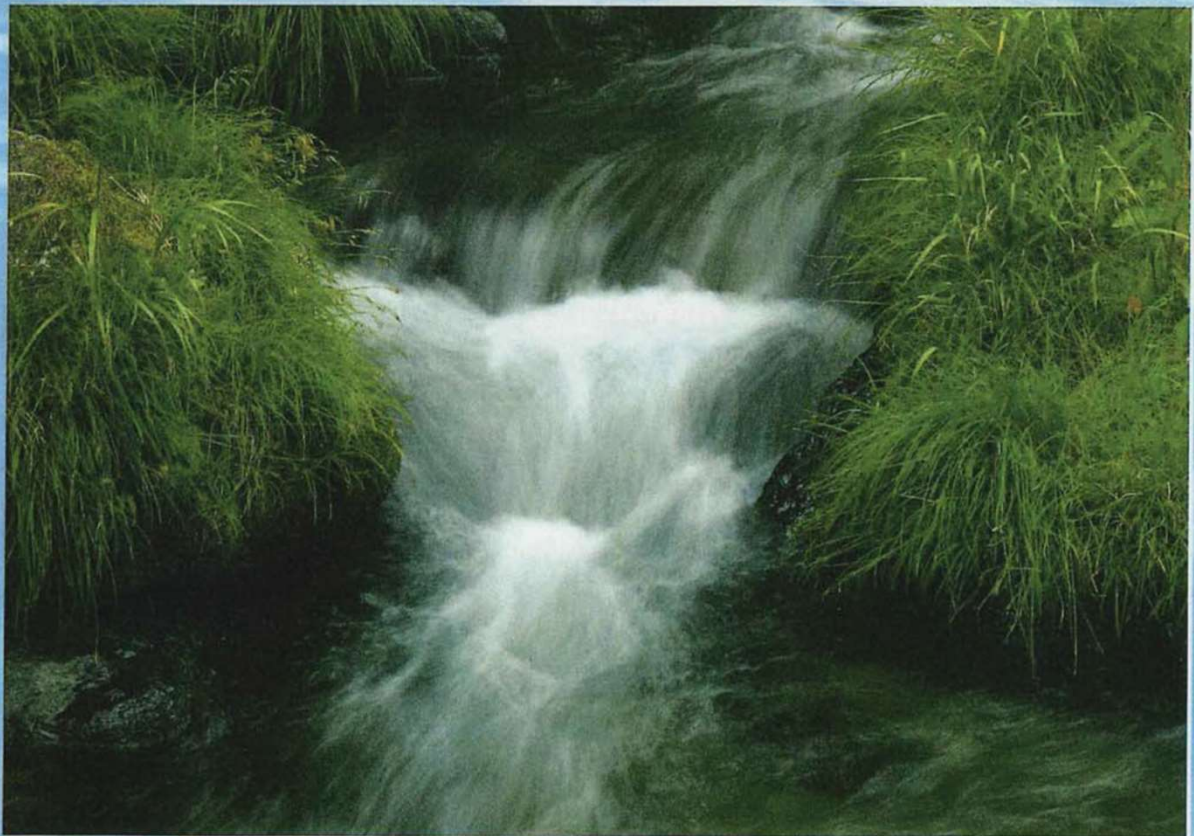


水洗化工事の手引き

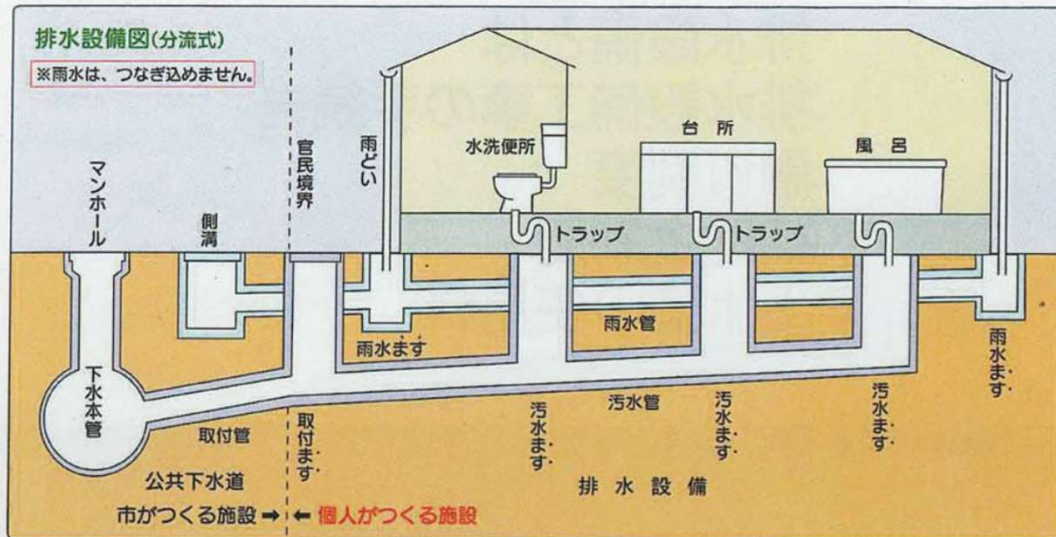
排水設備とは
排水設備工事の手続き
融資制度
補助金制度
下水道の使用料



伊勢崎市

排水設備とは？

公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく家庭から出る汚水を公共下水道へ流すための排水管、ますなどを設置しなければなりません。（下水道法第10条）これを排水設備といいます。個人の負担でつくり管理していただく私設下水道です。



◎トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住いの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。（建築基準法第31条）

◎浄化槽は廃止しましょう

処理区域内のご家庭では、浄化槽は不要ですので、浄化槽は廃止して直接公共下水道へ流すようにしてください。

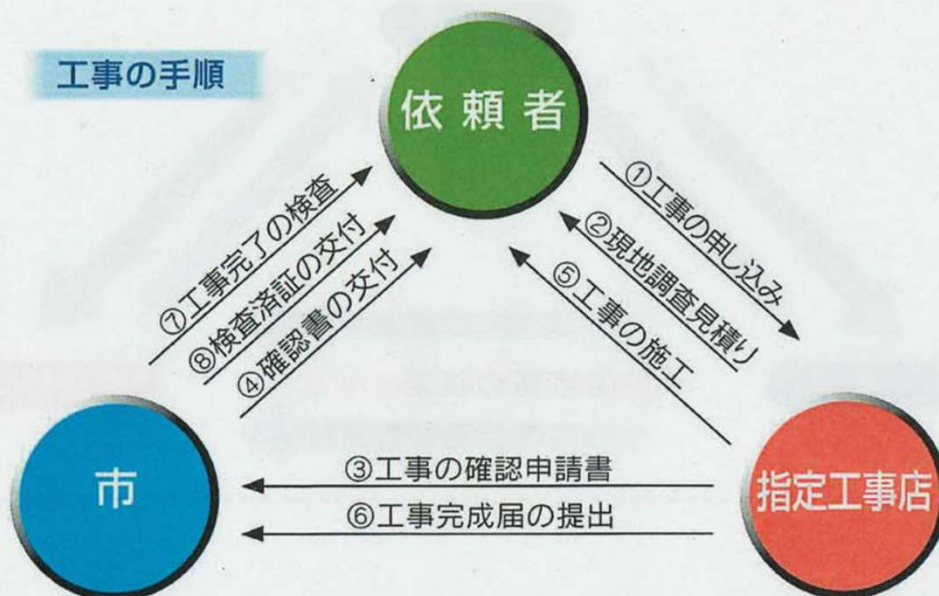
◎「排水設備」は建築物の所有者が作ります

水洗トイレへの改造や排水設備の工事は、建築物の所有者に義務づけられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることもできますが、この場合は建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしてください。

■ 排水設備（水洗化）工事の手続き

工事は必ず「指定工事店」で

排水設備（水洗化）工事をするときは必ず市が指定した「**指定工事店**」へお申込みください。「指定工事店」は基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪工事などをなくして、安心して工事をまかせることができるように市が指定したものです。「指定工事店」以外のところで工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず、無効工事となって工事のやり直しをしていただくことになります。



排水設備工事の事務手続き

①依頼者は「指定工事店」に直接工事の申込みをします。

- 指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから、便器の種類、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合せを行ってください。

②依頼者は指定工事店数社から見積りを取って検討してください。

私道対策について

下水道管は公道に布設されるのが原則ですが、家屋は公道に面しているとは限らず私道に面している場合もあります。一定の条件が整えば公費で排水管を布設する場合がありますので、詳しくは 下水道整備課へ問い合わせて下さい。

融資制度

◎融資限度額 50万円（金額は排水設備指定工事店が見積り、算出します。）

◎融資期間は4年以内

◎融資するところは、市の指定する金融機関です。

※審査により融資が受けられない場合もあります。

★融資を希望される方は、工事の申込みの際必要書類を添えて提出していただきます。



補助金制度

処理区域内のご家庭で、汲み取り便所を水洗化トイレに改造し、公共下水道への接続工事をしたり、浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する工事をした場合、市から補助金が交付されます。ただし、法人又は店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。

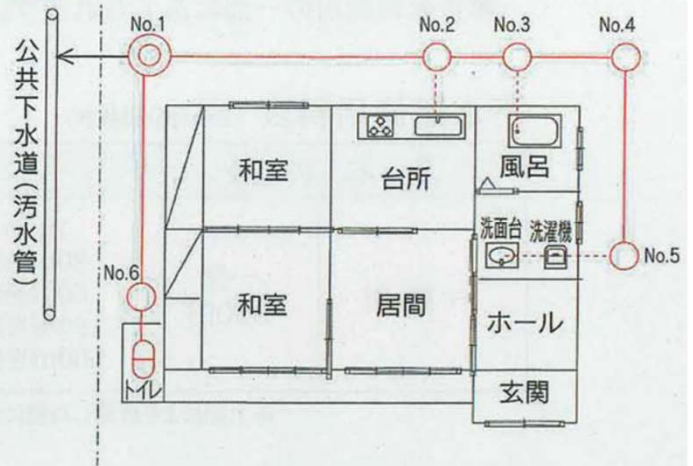
供用開始公示日から1年以内に公共下水道の使用を開始した場合…100,000円

※ただし、工事費が補助金額を超えなかった場合は該当工事費が補助金額となります。

■「水洗化工事について」一般的な事例

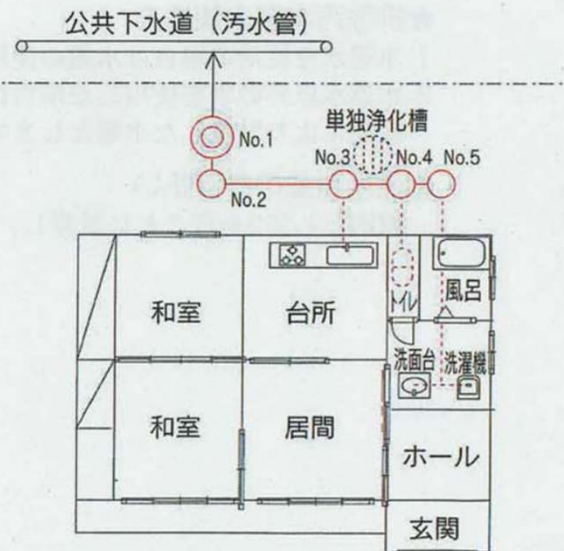
『くみ取り式』トイレからの一般的改造例

- ◎便器を洋式便器に1箇所設置
- ◎配管の総延長 約20m程度
(管材VU100mm使用)
- ◎汚水ます 6箇所使用



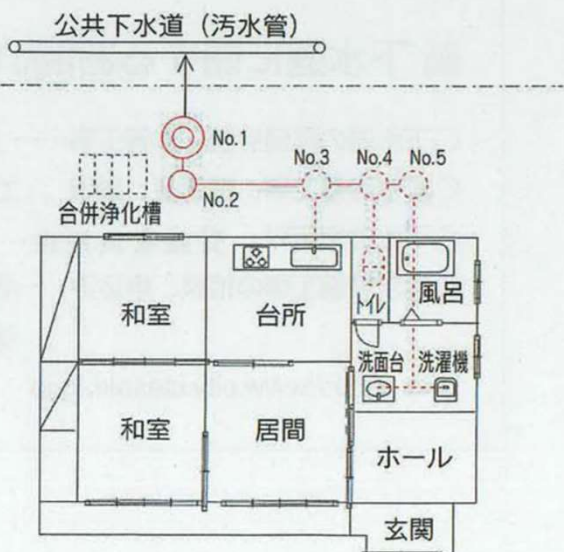
『単独浄化槽』トイレからの一般的切替例

- ◎配管の総延長 約10m程度
(管材VU100mm使用)
- ◎汚水ます 5箇所使用



『合併浄化槽』トイレからの一般的切替例

- ◎配管の総延長 約3m程度
(管材VU100mm使用)
- ◎汚水ます 2箇所使用



■ 下水道の使用料

公共下水道が完成し、下水道を使用しはじめると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を支払っていただきます。お支払いいただいた使用料は、処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。

下水道使用料表(2か月分税抜き) (令和6年4月1日～)

基本料金		使用料金			
一般用	一律 1,400 円	1m ³ から	20m ³ まで	1m ³ につき	58円
		20m ³ を超え	50m ³ まで	1m ³ につき	95円
		50m ³ を超え	100m ³ まで	1m ³ につき	106円
		100m ³ を超え	500m ³ まで	1m ³ につき	109円
		500m ³ を超えるもの		1m ³ につき	113円

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が下水道使用料です。

★排除汚水量の決め方

1. 水道水を使用の場合は水道の使用水量とします。
2. 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、認定または計測装置の設置により計量した水量とします。

★使用料金のお支払い

原則として2か月ごとに計算し、お支払いいただきます。

■ 下水道に関するお問い合わせは…

- 下水道の整備計画、本管工事…… 上下水道局下水道整備課
- 排水設備工事、補助金、融資、工場排水…… 上下水道局下水道整備課
- 下水道使用料、受益者負担金…… 上下水道局総務課
- 排水設備工事の相談、申込み…… 伊勢崎市排水設備指定工事店(市のホームページに掲載)

連絡先 TEL 0270-30-1230

URL <http://www.city.isesaki.lg.jp>

E-mail: gseibi@city.isesaki.lg.jp